

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職務権限規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>第 1 条～第 8 条 (略)</p> <p>(最高情報統括責任者 (C I O) の専決事項)</p> <p>第 8 条の 2 最高情報統括責任者 (C I O) は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(1) 情報化施策の方針に関すること。</p> <p>(2) 情報化施策の総合調整に関すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 情報システムによる組織及び業務プロセス改善の方針に関すること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>(本部部長、本部室長及び本部センター長の専決事項)</p> <p>第 10 条 本部部長、本部室長及び本部センター長は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 本部のデジタル戦略部長は、次に掲げる事務を専決することができる。</u></p> <p><u>(1) 情報化施策の企画及び運用の業務に関すること。</u></p> <p><u>(2) 情報セキュリティの企画及び運用の業務に関すること。</u></p> <p><u>(3) 情報システムによる組織及び業務プロセス改善の推進に関すること。</u></p> <p><u>6 (略)</u></p> <p>第 11 条～第 17 条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>第 1 条～第 8 条 (略)</p> <p>(最高情報統括責任者 (C I O) の専決事項)</p> <p>第 8 条の 2 最高情報統括責任者 (C I O) は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(1) 情報化施策に関する方針に関すること。</p> <p>(2) 情報化施策の総合調整及び推進に関すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 情報システムによる組織及び業務プロセスの改善に関すること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>(本部部長、本部室長及び本部センター長の専決事項)</p> <p>第 10 条 本部部長、本部室長及び本部センター長は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p><u>5 (略)</u></p> <p>第 11 条～第 17 条 (略)</p>	<p>【第 8 条の 2】</p> <p>・本部のデジタル戦略部等の再編に伴い、最高情報統括責任者 (C I O) の専決事項を整理</p> <p>【第 10 条】</p> <p>・本部のデジタル戦略部等の再編に伴い、デジタル戦略部長の専決事項を規定</p>